

委員長 まず、傍聴についてご報告いたします。本日の教育委員会会議に1名の方から傍聴したい旨の申し出があります。つきましては、松戸市教育委員会傍聴人規則に基づきましてこれを許可いたしますので、ご了承願います。

開 会

委員長 それでは、ただいまから平成17年2月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名委員の選任

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を關委員にお願いいたします。

議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めてまいります。

本日の議題は、議案3件、報告等3件となっております。

議案第1号

委員長 初めに、議案第1号「松戸市スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

ご説明ください。

スポーツ課長 スポーツ課でございます。

それでは、議案第1号「松戸市スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

まず、提案理由でございますが、都市整備本部、都市緑化担当部の方で松戸市都市公園条例及び松戸市都市公園条例施行規則の一部改正を12月に行いましたので、これらの条項を引用しております松戸市スポーツ施設管理運営規則の関係条文を整備するものでございます。

改正内容につきましては、お手元の議案第1号の3枚目、松戸市スポーツ施設管理運営規則案新旧対照表をごらんください。

ごらんのとおり、スポーツ施設管理運営規則第1条及び第7条第1項の条文中に、都市公園条例施行規則第11条を引用しておりますが、このたび都市公園条例施行規則の一部改正されたことにより、第11条の条項が1条ずれまして第12条となりました。したがって、この条項を引用しておりますスポーツ施設管理運営規則の第1条及び第7条第1項の条文中、「第11条」と表記されている部分を「第12条」と改めるものです。

なお、条文の内容につきましては、従前と全く変わりございません。

次に、松戸市スポーツ施設管理運営規則の第7条第1項の条文中、「第14条」を「第15条」と改正することにつきましては、平成8年5月20日、これは和名ヶ谷スポーツセンターがちょうどできたときなんですけれども、スポーツ施設条例施行規則の一部改正がございまして、第14条が1条ずれて第15条に改正されましたが、そのとき第14条という表記を第15条に改正する漏れがございまして、今回これを第15条と正すものでございます。

以上でございます。

委員長 このように中身は全く変わらないんですね。条文の並べ方の変更というんですか、そういうことだそうです。

何かご意見ございませんでしょうか。

(発言する声なし)

委員長 条文のいろいろな書き方変更、これは市の方では、やはり文書課とかそういう担当課があるんですか。

スポーツ課長 法規というのは企画管理室にありまして、そちらと常に協議をして改正しております。

委員長 よろしいですか、この件に関しましては。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、質疑を打ち切らせていただきます。

討論もございませんようで、これをもって終結といたします。

これより議案第1号を採決いたします。

議案第1号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第1号は原案どおり決定いたします。

議案第2号

委員長 続いて、議案第2号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

ご説明ください。

学務課長 議案第2号でございますが、表題がちょっと長くなっておりますが、これはまた後で説明させていただきます。

これの提案ですが、昨年小金中学校の保護者の方から、小金中学校、現在の2年生が来年もう1年、小金中学校で学習して卒業させてほしいという請願が出されまして、11月の臨時教育委員会会議でそれを採択されました。

しかし、それ以前、昨年10月の教育委員会会議で、統廃合校、小学校3校と、それから休校になる小金中学校の学区を改正させていただきました。そうしましたら、4月1日から小金中学校の学区がなくなりますので、4月1日から新しく施行する通学区域に関する規則の一部を改正させていただければという、その考えでございます。

まず、議案の題名が「一部を改正する訓令の一部改正」というふうになっておりますが、これは昨年10月に改正しました「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令」の施行期日が平成17年4月1日となっており、まだ来ておりませんので、今回この一部を改正する訓令そのものを改正して、4月1日から施行させていただければと思っています。

その提案の理由でございますが、市立小金中学校の第2学年に平成17年3月31日において在学している生徒については、平成18年3月31日まで同校に在学できるよう、通学区域の特例を設けるためでございます。

その後、追加する特例の条文が載っております。その次の次には、現行の4月1日の今までの案が左側に載っております。今回、さらに追加して改正するものが右側になっております。その部分ですが、特に松戸市立小金中学校の通学区域の特例ということで、2、「この訓令による改正前の」ということは、今現在、小金中学校がある学区のことでございます。「改正前の松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程別表第1松戸市立小金中学校の項及び別表第2小金中学校の項の規定は、平成17年3月31日に同校の第2学年に在学している生徒に限り、この訓令の施行後も平成18年3月31日までは、なおその効力を有する。」、この効力というのは、今までの小金中学校の学区でございます。これは別表第1、第2といえますのは、普通学級と特殊学級が別表第2の方になっております。

以上でございます。どうぞご審議の方をよろしくお願いいたします。

委員長 いわゆる特例を設けたということで解釈してよろしいですね。

学務課長 はい。

委員長 何かご意見ございませんか。

この特例を設けることで、新たに3学年になる生徒といいますか、その人たちは全く何ら支障なく1学年送れるわけですね。

学務課長 はい。

委員長 何もその中にはほかに支障になるようなものはございませんね。

学務課長 この規則上の支障になるということは全くございません。ただ、3年生だけになるとか、学校全体の学級数が小さくなるとか、そういった変化は出てまいります、手続上の支障とかそういったことは全くございません。

委員長 例えば単独3年生のところへどこから転校してくるとか、そういう可能性もあるんですよね。

学務課長 ほかに転校されてきた場合には、3月31日にそこに在学しているお子さんについて1年間延ばしますので、そこで在学されていない方、4月になってから転校されてきた方については、学区を変えた方の新松戸北中学校の方に転校していただく、そういう形になります。

来年の1年生、2年生につきましても、これは特例から外れますので、新松戸北中学校の方に行っていただく、そういう形になります。

委員長 そういうことでございます。

よろしいですか。

教育長 直接は関係ないんですが、特学の在級者は……。

学務課長 お一人の方がほかの学校に行こうかということで検討されている方がいまして、その方は保留になっているんですが、新松戸北中学校の方にかわるとい、そういう申し出を受けております。これはまた後で報告させていただきたいと思います。

委員長 そのほかいかがでしょう、ご意見ございませんか。

關委員 細かいことですが、これは頭の体操というふうに思ってください。仮に2月20日に転校してくるといことは可能ですか。

学務課長 もちろん可能でございます。

關委員 そうすると、その方の学区は、この3月31日に含まれるということですか。

学務課長 含まれます。

關委員 そうすると、逆に今のケースでいうと、現在在学している生徒さんがほかの中学校に移行したいという希望はいつまで出せばいいことになりますか。

学務課長 これはいつでもよろしいかなと思っております。

關委員 その場合の対応の仕方というのは、選択制をとるとのことですか。

学務課長 校長先生からの意見書をいただいて、申し立ての形でやります。

それからまた、2月、あるいは3月末に転校してきたケースにつきましては、その状況をよくお話しして、やはり選んでいただくこととか、ご理解いただいてどちらかに行くかということを決めていただくのが大事なかと、そういうふうにして対応しています。

委員長 この2号議案について質疑ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、質疑を終結してよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、採決をさせていただきます。

議案第2号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第2号は原案どおり決定いたしました。

議案第3号

委員長 続いて、議案第3号「松戸市学童災害共済基金条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

ご説明をお願いします。

企画管理室長 企画管理室でございます。

議案第3号「松戸市学童災害共済基金条例等の一部を改正する条例の制定について」。

松戸市学童災害共済基金条例等の一部を改正する条例を議案として3月定例市議会に別紙のとおり提出するよう市長に申し出るものとする。

平成17年2月9日提出、松戸市教育委員会教育長、齋藤 功。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

この件につきましては、ことしの4月にペイオフ全面解禁に関しまして対策を図るもので

ございます。

詳細につきましては、3枚目を見ていただきたいと思います。

新旧対照条文がございます。左側に現行、右側の方に改正案とさせていただいております。そのうちの繰替運用の部分が追加されるものでございます。これにつきましては、松戸市学童災害共済基金条例第5条、またすぐ下の方にございます松戸市高志教育振興基金条例、これにつきましては第7条として、次のページをおめくりいただきたいと思います。松戸市文化施設建設基金条例、これにつきましても第5条を組み込みまして、ここの対応を図るものでございます。

何とぞご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長 この学童災害共済基金条例の今まで運用ケースと申しますか、どういう内容があったでしょうか。

保健体育課長 細かなけが等のあれでよろしいですか。

委員長 はい。

保健体育課長 15年度ですけれども、骨折等は、全体が409件あったんですが、そのうち159件、それから捻挫等が105件、これが小学校です。中学校は骨折等が11件、捻挫等が14件。この2つがちょっと多かったです。そのような形のときに運用いたします。

委員長 使えなくなるので困ると、こういうことですね。

それから、文化施設の建設基金の方はどういう中身でしょうか。

社会教育課補佐 松戸市文化施設建設基金の運用状況でございますが、昭和62年度から基金積み立てが始まりまして、平成5年度まで積み立ていたしました。平成5年度以降は基金の積み立てはございません。積み立て金額の合計額ですが、74億1,218万4,000円でございます。そのうち文化会館建設費59億8,300万円、さらに博物館建設基金13億630万円を取り崩し、合計で72億8,930万円を取り崩しました。現在の残額は1億2,288万4,000円となっております。

以上です。

委員長 中身はこういうことだそうです。我々もこういうものの確認というか、承知をしていただきたいと思います。

いかがでしょう、この議案について何かほかにご質問ございませんか。

どうぞ。

關委員 用語の使い方を教えてください。こういう繰替運用というのは一般的な用語なんです

か。初めて聞く用語です。

財務本部企画管理室長 財務本部の企画管理室長でございます。

繰替運用と申しますのは、私ども財政運営上は一般的な使い方ということで使っております。主にどういうときに繰替運用をするかということでございますが、例えば一般会計、特別会計、それぞれ資金があるわけでございますが、起債ということである程度借金をしなければならない、そういう状況がある場合があります。そうしますと、資金計画がございますね、起債というのは大体年度末借り入れることが多ございますので、資金繰りがどうもなかなかうまくいかないというような場合に、基金のお金を繰り替えて一般会計の方の歳計現金として取り扱って資金のやりくりをします。そういうときに繰替運用ということなんです。そういった使い方、私ども財政の方は一般的な用語というふうに考えております。

以上でございます。

關委員 要はペイオフで、1,000万円しか預金は保証されないから、そういう危険性があった場合には、急遽市長の判断でもって、ほかの金融機関に変える、あるいはほかの口座に変えることができるという趣旨ですかね。

財務本部企画管理室長 基金でございますので、基金を勝手に取り崩すことができません。銀行が例えば破綻した場合に、その銀行に私ども先ほど申し上げましたが、起債ということで借金をしております。ほとんどの銀行から起債ということで借金をしております。それと、私どもが預け入れている預金、これとの相殺をすることになるわけです。その際、基金につきましては、勝手に取り崩しはできませんので、基金を一度一般会計の運用という形で繰り替えて、一般会計の資金という形で相殺をさせていただくと。そのために繰替運用の規定を設けたと、こういうことでございます。

委員長 よろしいですか。

その基金運用というのは、何か議会の承認を得るとか、そういうことなんですか。

財務本部企画管理室長 基金の繰替運用につきましては、議会の承認の必要がございません。

市長が各種基金につきまして繰り替えて運用する場合には、市長の判断ということでございます。

委員長 いかがでしょう。ほかに何かご質問、ご意見ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、この3号議案、質疑、討論を打ち切らせていただいてよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、これより採決をいたします。

議案第3号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第3号は原案どおり決定いたしました。

關委員 決定で構いませんが、一つ確認をさせていただきます。

これは恐らく教育委員会のこの会議に必要な規則等がここで諮られたのであって、これ以外のこれに関連するような条例や、あるいは規則、規定等はほかにもたくさんあるんだと思うんですね。その場合の規定と恐らく整合性を持たせていると思われれます。

市長は財政上必要があると認めるときというのは、市長に判断を求めることになります。ということは、後でその件については議会なら議会に事後報告、あるいは説明するというような手当てがあるかと思うんですが、そういう理解でよろしいですか。

財務本部企画管理室長 実は全部で、私ども松戸市全体で基金につきましては17種類の基金がございます。そのうち繰替運用という規定のない基金が7つございます。その7つの基金、とりたてて特に繰替運用の規定を設ける必要がないという判断で今まで設けていなかったわけですが、たまたまペイオフの解禁ということになりますと、先ほど私ご説明したような借入金の相殺ということが生じる可能性がございます。その場合、基金の財産を繰りかえらせていただきますので、そういった意味で規定を設けるということでございます。

通常の繰り替えの運用につきましては、市長の判断で当然やるわけでございますが、金融機関が破綻した場合の繰り替え運用をやるということになりますと、議案としては当然出すということはないとは思いますが、これらのご説明なりそういったことは、あるいはこちらの教育委員会の方にご説明なり、そういったことはあるというふうには考えておりますが、制度上、議会の議決を経るとかそういった必要性はございません。市長の判断で繰替運用させていただきます。

運用するというだけのことでございまして、繰りかえたものはまたもとに戻すと、結果的には、繰りかえた運用資金はまた最終的には基金に戻します。

關委員 そういう説明でいいんだと思います。しかしこの文言からすると、財政上必要があると認めるときとあって、一般的に書いてありますよね。ここで予定するのはペイオフのような場合であると、それはわかります。それは金融機関が破綻したというケースですよ。しかし、財政上必要があると認めるときというのは、一般的な表現ですから、場合によって

は市長が判断するときということが、解釈上は考えられます。そういう場合には、恐らく何らかの手当てが必要かなというのが確認の趣旨です。これはそこまで広く考えていないという理解をすれば、ペイオフが一つの例だということですね。

財務本部企画管理室長 はい。

關委員 それなら結構です。

教育長 市長部局、性悪説に立ちますと、自由裁量権ではなく、規則裁量権でなければならぬということです。粗雑な言い方をして恐縮なんですけど、例えば10億円の基金を預けている銀行が破綻したとしますと、10億円の借金と10億円の基金を相殺する。借金は減るから、トータルでは何の損益もない。ところが、こういう厳しい財政状況で、借金は減ったけれども、現金がないから、繰り戻そうと思ったら戻せない。空手形になることは、教育委員会としては恐れるところです。まあ、現実にはあり得ませんが……。

財務本部企画管理室長 当然、今、教育長おっしゃるように、相殺ということは繰上償還、借入金を繰上償還するということになるわけです。そうしますと、繰上償還するための歳出として公債費、いわゆる元利金の支払い金が生じますので、補正予算を組むこととして、歳出として繰上償還ということで公債費。歳入として、あるいは借り換え、ほかの銀行からその部分を借り換えて歳入として充てる。場合によっては、財政調整基金の取り崩しだとか、そういうものを充てる。それはいろいろなケースがあるというふうに思いますが、手当ては必ずいたしますので、結果的にはその基金にまた資金は戻るということでございます。

教育長 わかりました。

生涯学習本部企画管理室長 ちょっとその点よろしいでしょうか。2月7日の朝日新聞にペイオフの関係が記載されていまして、今、教育長の方からもおっしゃってありましたように、こんなような自治体もあるということでご紹介させていただきたいと思います。

いろいろなアンケート調査をやった結果の中の一つなんですけれども、公費は無条件で、国が保証してほしいとしているような市町村もあります。不安が大きいとの回答が大体40%、38自治体に上ったというような新聞による記載があったことを報告します。

委員長 以上でございます。大体理解できたと思いますが、いかがでしょうか。

ということで、3つの議案についてはすべて了承していただきました。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

報告等

委員長 続いて、報告等に移らせていただきます。

まず1番、学校統廃合にともなう児童・生徒の移籍についてということでございます。

よろしく申し上げます。

学務課長 学校統廃合にともなう児童・生徒の移籍の今の状況について報告させていただきます。

まず、10月15日に閉校になるということを各保護者に教育委員会から通知させていただきました。それが10月15日でございます。その後、約1週間かけまして、第1回目の移籍の希望調査をいたしました。その中には未定という方も随分おられました。その移籍調査の結果につきましては、学年別、あるいは地域別に全保護者にお知らせいたしました。

第2回目の移籍調査を11月下旬に行いました。また、地区別、学年別にそれぞれこの学校を希望されているか、あるいは今判断に迷っている未定の状態というようなことを報告させていただきました。年が明けましてから移籍希望の申し出書を1月12日に配布いたしまして、1月20日までに回収させていただきました。その結果でございます。

根木内東小学校ですが、その他の方が3名おります。このその他というのは、遠くに転居する、市外とか、あるいは松戸市内でも転居するという形です。ですから、転居のない方につきまして、全員根木内小学校に希望が出ました。

それから、古ヶ崎南小学校ですが、古ヶ崎小学校に25名、中部小学校に8名、北部小学校に107名、その他、これを機会にほかに転校していくという方が2名おります。未定の方はございません。

新松戸北小学校ですが、新松戸西小学校に希望された方が308名でございます。横須賀小学校が36名、新松戸南小学校が5名、馬橋北小学校が2名でございます。その他、転居等でほかに行く方が11名。ここに、未定という方、転居はないんですが、まだちょっと決めかねているという方が4名ございます。これはまた学校と相談しながら方向が決まりましたら確定していきたいなと、そういうふうに考えております。

小金中学校でございますが、1年生2人おりましたが、このお二人の方が新松戸北中学校の方に移りたいということで申し出をいただきました。8組、特殊学級でございますが、この1月末現在では、4名の1年生の方が新松戸北中学校へ行っている形で、未定が2名ということになっておりましたが、このうちの1名、現在の2年生のお子さんですが、新松戸北

中学校に行きたいということの正式な申し出がございました。文書でいただいております。ですから、8組の方が5名になります。もう1名残っているんですが、この方は、ほかの施設に行こうかということで迷っておりますので、今は未定という形になっております。この方もまた学校を通して4月までにどうするかということを確認していきたいと、そういうふうに考えております。

また、この後、4月1日から就学する学校の状況につきまして、お一人お一人の保護者に学校名を通知する作業をこの2月の末に行いたいと思っております。その後また変更が、保護者の願いがありましたら柔軟に対応していきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

委員長 移籍については、教育委員会としては、かなり円滑にできたというふうに解釈しておりますか。

学務課長 地域の中では、それぞれの保護者同士で、あるいは子供同士で、どちらに行こうかとかいろいろあったと思いますが、これに関しての大きな苦情とかそういうのはほとんど入ってきておりません。1回、2回と希望調査の結果も全部お知らせしていきましましたので、比較的スムーズに保護者の方は決められたのではないかなと、そういうふうに見ております。

委員長 何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

例えば新松戸西小学校、北小が西小に移る人数は308名ありますね。そうすると、トータルでどのぐらいになりますか。統合された方は。

学務課長 560の17学級を予定しております。

委員長 これはかなり大きなサイズですか。

学務課長 大体中程度の、学年3ないし2になっていると思います。

教育長 もともと適正規模、適正配置を計画する際に、適正規模の定義として、とりあえず12学級から24学級ぐらい程度だろうと。ぴたっと決めるわけにいきませんから、おおむねそんなところだと。少なくとも3学級ぐらいはほしいということでスタートしました。ほぼそれに近いということですね。

關委員 根木内小はどうなりますか。こども大きいと思います。

企画管理室参事補 820ぐらいになると思います。大体25か24ということですよ。

委員長 3つ出ましたので、北部小も教えてください。

企画管理室参事補 北部小が23学級、598。

委員長 こういう状況で、大体移籍が完了したと解釈してよろしいかと思っております。

未定の部分については、今月いっぱいぐらいには全部。

学務課長 今月中には決めていただければと思います。新しい学校での教科書の配布等もご
いますので、これはまた保護者のお考えがありますので、話を詰めていきたいなというふう
に考えております。

關委員 根木内は820とおっしゃいましたか。

企画管理室参事補 正確な数ではありませんが、大体そのくらいだと思います。

關委員 北部は約600で23。

企画管理室参事補 北部小学校は700ぐらい。

關委員 598じゃなく、約700ですか。

単純にさっきの数で、598で計算して23学級だとすれば、根木内の820で24から25クラス
というのは、数が合わないと思いました。

教育長 598というのは間違いでしょう。

企画管理室参事補 はい。

關委員 したがって、今訂正していただきましたが、約700ですね。それで北部小は23学級、
根木内小は820で24ないし25学級。そうすると、根木内小はかなり大きな学校になるわけ
ですが、何か特別に考えなければいけないということは出てきているんですか。それとも、一
応予定の範囲と見ていいですか。

学校教育担当部長 そうですね。

委員長 以上の統廃合にともなう児童・生徒の移籍状況について、そのほかご質問がなければ、
よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 では、次に進ませてもらいます。

次の報告です。

学校選択制の結果についてをお願いいたします。

学務課長 学校選択制、2年目につきまして報告させていただきます。

昨年12月13日から20日までを受付期間とさせていただきました。この期間に、小学校で
は198名の方、中学校では345名の方のお申し出がございました。人数が余りにも多い場合
には抽選するということでしたが、その抽選はなしということになりまして、1月、新しい
入学通知書を発送しております。

2年間の考察でございますが、小学校の方が16年度が4.1%、17年度が4.4%、中学校の

方が昨年391で9.2%、今年が8.6%、これは中学は下がっているんじゃないかなというふうな見方をされるかなと思うんですが、実は、去年は小金中学校の1年生の方が皆さん選択制で新松戸北中学校に行きました。その方が61名おりましたので、その61名を抜きましたら去年は7.9%。ですから、小学校とも中学校とも若干微増の傾向にあるかなと、そういうふうに思います。

また、申し立て制との併用でございますが、小学校の方は申し立て制については余り大きく減っていない。これはどうしても入学させるに当たって、お母さん、お父さんの勤務先とか、保育園の関係、そういったことの条件整備をするためのものが多かったと思いますので、選択制を設けても申し立ては少なくはならなかったと。

中学生につきましては、やはり人間関係が大きいものがあったのかなと。それから、中学校の学区の形が学校によって違いますので、通学に近いところというようなところを選ぶ傾向がありましたので、これは申し立てよりも選択制で対応することですので、選択制がふえて申し立て制が減っているかなと、そういう状況になっております。

また、この17年度の申し立て制利用者につきましては、これは1月末現在でございますが、入学まで受け付けておりますので、これからまた数が若干ふえていくのではないかなと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

委員長 保護者、父兄の人たちは、選択制、申し立て制ということを十分理解しているんですか。

学務課長 理解していただかなければならないと、申し立てにつきましてはの条件には、全員に通知して、リーフレットでも通知しておりますし、それから入学通知のはがきにも明記しております。そうじゃないと選択制ということになるんですが、学区を隣接ではなくて、もっと飛び越えてほかに行きたいというような場合については、何とか理由をつけて申し立てでお願いしたいとは来るんですが、やはりそのところはご理解いただいて区別していかなければならないだろうというふうには思っております。

委員長 結果的に見て、かなり居住区から離れた学校に通学するという子はいないということ。

学務課長 ことはまだ詳しく出していないんですが、去年は選択制を利用した方の8、9割が、居住地から選んだ学校を見ますと、近くなっておりますので、傾向としては近いかどうかということで選んでいるのではないかと。

委員長 いかがですか。

瀧田委員 少数ですが。「なかよし」と「8組」というのは、新松戸西小に11人いますね。その方たちの通学に関するいろいろな配慮というのは変わってくるのでしょうか。それとも場合によっては、通学が大変になっているということが余儀なくされていくことがあるのでしょうか。

学務課長 具体的にはお一人お一人違う。逆に通学が近くなる方もあります。なかよし学級の学区というのは広くもっておりますので、新松戸西小、馬橋の方から通っていた方は逆に近くなります。また、殿平賀や、北小金の方から通っていた方については遠くなりますので、対応の仕方は変わってくるかなと思います。

また、子供さんが自分で通うというのが原則でございますが、保護者の方との対応はそれぞれ違ってまいりますので、これはまた対応していかなければならないでしょうし、逆に変わってもそういうところに行けるということが大きな学習になってくるのではないかと、そういうふうに考えております。

瀧田委員 別に通学用のバス、そういったことは一切ないわけですね。

学務課長 考えておりません。

瀧田委員 車で送ってくる保護者の方もパーセンテージとしてはかなりあるのでしょうか。この11人に限らず。

企画管理室参事補 親御さんがお送りする場合があります。既に新北小さんからの子供たちは新西の方へ、それから小金中に通学している子供たちが新松戸北中学校へということで、既に交流を進めていまして、やはり特殊学級の子供たちにとっての不安は環境が変わるということが一番らしいんですね。学校などでいろいろ工夫していただいて、事前に何回ということで交流、行ってなれるということで、行く道とか、それから施設を見学するとかということとは実際行っております。

瀧田委員 そうですか、わかりました。

人数が少ないけれども、やはりその辺はある程度の手厚いケアが必要ではないかと思っただけです。

委員長 こういういろいろな生徒の移動だとか移籍、そういったような問題の結果生じるどんな細かいことでも、少しきめ細かくフォローしていかなければいけないかなと思います。

何かささいなことでも起きた事例については報告をぜひお願いしたいというふうに思います。

ここまでの報告事項はよろしゅうございますか。

關委員 報告事項の議論ではなく、感想といいますが、どう理解したらいいのか教えていただきたいと思います。この2番目の表で新1年生の人数が出ています。17年度、小学校でいうと4,537名、これは新しく入る1年生の人数。現在1年生が4,538、2年生が4,617ということですね。中学校を見ると、今度入る人が4,016人、今の1年生が4,229人、2年生が4,021人です。単純に見ると、過去5年ないし6年の人数とここ数年の人数では、新1年生が増加傾向にあるのかなという印象を受けますが、この辺の500人ほど違う数字というのはどんなふうに理解したらいいのでしょうか。

学務課長 今までずっと少子化ということで、松戸市は子供の数がずっと減っておりました。やや底を打ちまして若干ふえる傾向に出てきていると、そういうことの状態。それがどこまでいくかということはまだよくわかりませんが、底を打って、少しふえ出したと。

關委員 そういう理解でいいですね。

学務課長 はい。

關委員 わかりました。

關委員 17年度の新中学1年生が4,016人、新しく小学校に入る児童が4,537ですから、500人も違う。この人たちがこのとおりいけば6年後に中学校に行くときには4,537となります。

学校教育担当部長 私立に結構行きます。

瀧田委員 小学生の数そのままが行くわけじゃないですね。

学務課長 これは私立に行く数も入っております。住民票で全員に入学通知を出していますから、この後からまたさらに私立が取り出されてきます。

關委員 すると、さっき稲積課長がおっしゃったような理解をしていいわけですね。

学務課長 はい。

委員長 この問題についてよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、最後に移ります。

「児童・生徒の健全育成に関する学校と警察の相互連絡制度の協定書」締結についてをお願いいたします。

指導課長 では、につきましてご報告いたします。

学校と警察が適正な情報を共有化して、児童・生徒の非行及び犯罪被害の未然防止と安全確保を図るために、このような協定を締結する予定をしておりますので、内容の要旨について報告いたします。

まず初めに、この協定につきましては、学校と警察の連携につきましては、松戸市教育委員会独自で行っているものではなくて、国レベルで、または県レベルで進めてきておるものでございます。

現在31都府県がこの協定を結んでおります。千葉県におきましても79市町村のうち65の教育委員会がこの協定を結んでございます。残り14につきましては、4月までには結ぶ予定であるというふうに聞いております。

この中身に入りますが、この協定書につきましては、特にこの協定を結んで新しいことをするというのではなくて、これまで学校・警察連絡協議会を通して、または各学校が警察と個別にという形でいろいろ連絡をとってまいりました。そのとってまいりましたものを明文化し、制度化することによって、より迅速で適正な対応ができるように、また個人情報保護できるようにということで、こういう協定書を結ぶことといたしました。

これまではいろいろ個別に情報公開しておりましたが、中には漏れるものがあったり、それから不十分なものがあったり、例えば警察は児童・生徒を逮捕いたしましても、家庭には連絡するけれども、学校には連絡がないということがございました。その場合、他の生徒への指導とか対応におくれをとることがございましたので、こういう協定を結ぶことによってそれをなくしたいと考えております。

では、中身について、具体的にどんな内容を連絡し合うのかについて申し上げます。

めくっていただきまして、第5条をごらんいただきたいと思います。

(1)が警察から学校へ連絡されるものでございます。

1ページめくりまして、(2)が学校から警察署への連絡をするものでございます。そこに書いてある文言につきましては、少し理解しにくいと思いますので、また後でご説明したいと思います。

第2項におきまして、必要性については、署長と校長がそれぞれ判断と書いてございます。つまり、何でもかんでも警察の方に連絡するのではなくて、学校がさまざまに手を尽くして指導したり、保護者と連絡をとったり、さまざま環境を整えたりして、その上で手に負えない場合、そういう学校だけでは解決できない場合、警察に連絡して協力を依頼するというようになっております。

次に、第8条をごらんいただきたいと思います。

個人情報の保護ということから、(1)、(2)がまとめられてございます。

なお、この個人情報の保護をメインとして、さらにこの協定を補完するために、その協定

書の後ろにつけてございます、松戸市独自の実施要領を定めていきたいと思っております。これはまだ案でございます。実施要領の中には、連絡する内容、教育委員会の役割、責任者、保管すべきこと、それから廃棄すべきこと等が定められております。

では、実施要領の方の中身について説明いたしたいと思えます。

1 ページ目、連絡対象事案。どういうものを連絡するかといいますと、ここに書いてあるとおりなんですけど、「概ね以下の事案」と書いています。おおむねというのは、これまでここに書いてあるものは、いろいろ出てきたものを記憶をたどって思い出して、なおかつ予想されるものすべて挙げてございます。しかし、今後、予想以外のものが出る可能性がございますのでおおむねとしてございます。

次に、(1)でございますが、非行及び被害の未然防止ということが、学校だけでは対応が困難、学校では対応できないこと。先ほど申し上げたように、やることはやってもどうしようもないという場合に、こういうことを連絡すると書いております。アからずっと続きますが、(1)につきましては、基本的には本人がこういうことになった場合のことです。

次の1 ページをめくっていただきますれば、(2)、これは学校内外の児童・生徒の環境に関することでございます。これにおきまして、やはり学校だけでは対応が困難という場合にのみ連絡することになります。

それから、その下、4番、これは一番最後の行になりますが、何でもかんでもやるのではなくて、必要最小限度の情報を出します。

それから、教育委員会の役割ですが、これは学校長は必要に応じて教育委員会と協議し、指導・助言を受ける、ということです。

次に、6番は飛ばします。

8番ですが、基本的に連絡は校長、するのも受けるのも校長でございます。ただし、校長が不在とか緊急の場合には、あらかじめ連絡担当者を決めておいて、その者が行う。速やかに報告することになります。

それから、もう1枚めくっていただきますれば、記録票というのがございます。その様式がでございます。出した情報、受けた情報の正確を期するために、この記録をすることになります。ただし、この記録から個人情報が出ては困りますので、8の(3)に書いてありますが、この記録は校長が一括して保管する。なお、連絡対象事案が解決した場合には、速やかに廃棄するというふうに定めてございます。

なお、6番に戻りますが、警察が何かの捜査をしたいということで、これを学校に情報を

求める場合には、この連絡制度によりません。あくまでも従来どおり、刑事訴訟法に基づきまして捜査関係事項照会書というものを警察が出します。それに基づいて学校が判断して出すか出さないかを決めて出すということになります。

なお、これは今後の予定になりますが、こちらで報告が終わりました後、2月中に締結いたしまして、3月は学校への周知期間とし、4月1日から施行したいと考えております。

それから、実施要領の方ですが、まだ不完全なものでございまして、これから多少文言の統一を図ったり、誤字、脱字を再チェックしたり、様式等を見直してまいりたいと思います。最終的に決裁をもらって、これを生かしていきたいと考えています。

以上、ご報告いたします。

委員長 今提案されている実施要領にしる、この協定書は、また新たに議案としてこの会議に出るんですか。

指導課長 この協定書につきましては、私どもの方では、教育長の専決事項というふうにとらえておりますので、今回のご報告のみとしたいと思います。

委員長 この実施要領の案はいかがなんでしょうか。

指導課長 これにつきましても、やはり教育長の決裁で対応してまいりたいと考えております。

委員長 それでは、委員の皆さん、今のうちにご意見がありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

総体的に見ますと、児童・生徒個人にかかわる事例、それをメインに整えられた協定書、または実施要領というふうにちょっと感じるんですが、いわゆる学校全体としての危機管理体制であるとか、そういったような事例に関する集団的な協定書といえますか、そういうふうなものを含まなくていいんですか。

指導課長 例えば例として挙げておりますが、これでアと書いてございますが、これもすべてそういうものを適用できるというふうにとらえております。個々人のものが集まったものが集団でございまして、個々人のものについて連絡をしていけば全体に広まっていくと。

委員長 全部カバーできると。

指導課長 はい。

委員長 いかがでしょう。

關委員 ここで議論したことがどこまでこの協定書の中身に反映されるのかわかりませんが、二、三気になった点があります。5条の対象の範囲として、ア、イとありますが、(1)警察署から学校への連絡対象事案として、イの方に触法事案と、く犯事案とあります。将来、

触れることになる少年法は、14歳に満たない少年で刑罰法令に触れる場合は触法で、おそれがある場合をぐ犯としています。これは少年法でいう特殊な用語ですから、ちょっと気になりました。

一番心配なのは8条です。個人情報保護の観点から、「次の点に配慮するものとする」として、「(1)本制度の目的以外に使用してはならない」とあります。確かにこれで一般的に枠組みが徹底されるかもしれませんが、しかし、個人情報保護法の趣旨は、情報を漏らす場合には本人の同意が必要だというふうな利用目的制限を設け、情報管理者の責任を決めています。しかし、この協定を本人には一切関係なく、本制度の目的以外に使わないと言っているけれども、目的内であればどんどん使うという、そういうおそれがあります。これはどうやってチェックするのでしょうか。この制度の目的であれば、個人情報保護の範囲を超えて情報が伝わり得るという心配がありますよね。それが気になりました。

それから、これは細かいことかもしれませんが、実施要領の方で、法律的に見れば、2ページ目の6の捜査情報というのは、これは刑事訴訟法第197条とありますが、刑事訴訟法第197条の第2項に基づく捜査関係事項照会書なんですよね。正式には第2項を追加した方がよいでしょうね。

それで、さっきの個人情報保護法と関連する3ページの8の記録の作成等と、お読みいただいた(3)で、「校長が一括して保管する」という程度で、はてだれかがこれをのぞいた場合どうするか。最近も社会保険庁の職員が他人の情報をのぞいて行政処分を受けたとありますが、そういう場合に何か担保するものを置いておいた方がいいのかなと思いました。触法少年や、あるいはぐ犯少年といえども、やはり少年法の趣旨に照らせば、教育して社会復帰するということを目的としていますから、そのおそれがあるということで、どんどん権力を拡大していくと、人権の尊重という視点から違反するケースが出てくるという思いがします。ですから、何かその辺、歯止めになるものがあったらいいような気がしました。

以上です。

委員長 どうぞ。

指導課長 まず、学校の保管につきましては、校長室に金庫がございますので、独自のかぎをかけて金庫に入れますので、そのほかにも学校にはたくさんの個人情報がございます。そういうもので一括保管しますので、学校内で漏れることはまずないと思います。

ただ、また校長たちにくれぐれもそういうことがないように十分指導してまいりたいと考えております。

瀧田委員 非常に単純なことで恐縮なんですけど、この記録票とか、報告書が、その保管についてはわかりましたが、どのぐらいの期間、こういうものがある程度資料として保管される可能性があるのか、どこか決めてあるところはありませんか。

指導課長 3ページの(3)に校長が一括して保管する、また連絡対象事案が解決終了次第、速やかに廃棄する、廃棄します。

瀧田委員 そうですか。では、時々そのような記録がいつまで残っているんだろうかと聞かれるのですが、そのことがすべて事件として解決したときは、記録には残らないということですね。

指導課長 この連絡票のものについては廃棄します。ただし、その子の指導に必要であれば、これに限らず、学校としては子供たちの行動を記録し、今後の指導に役立てるための記録は残しておきます。ですから、あくまでも連絡制度による記録票は廃棄します。

瀧田委員 わかりました。

委員長 いいですか。

一番最初に全体の危機管理や何かの話をちょっと申し上げられていたんですけども、児童・生徒の健全育成に関する協定書という意味からすれば、例えば学校の職員、教師、この辺の犯罪とかそういうことにもこの協定書は使われますか。

指導課長 これは児童・生徒と書いてございますので、対象は児童・生徒でございます。

委員長 そうすると、その学校の中のその他の犯罪については、あくまでも刑事訴訟法の範囲内で処理をするということですか。

指導課長 はい、そのようにとらえております。

關委員 もう1点、仮にその保管する範囲内で、あるいは解決終了前までに情報開示の請求があったとすると、これは対象になりますか。

指導課長 考えておりません、それは。あくまでも個人情報を守るためのものでございます。

教育長 事案が解決する趣旨を訴えた後であれば、物によっては開示請求を訴えられるものもあるでしょうし、開示しなければならぬものがあるかもしれません。それは普通ほとんどこういう事例では考えられないなというふうに思います。

せっかくいいご意見、ご提案をいただきましたので、私ども再度この実施要領について見直しを図ってみたいというふうに思いますけれども、ある意味、学校というところは、個人情報の集積地、膨大な個人情報を保管している場所です。成績から家庭の状況から 最近 は余り家庭の状況というのは情報が少なくなってきましたけれども 生徒指導の記録とか

あります。個人情報収集管理、利用しない限りは、学校の教育という営みそのものできなくなります。それはご容認していただきたいというふうに思います。

ただ、自由裁量的に裁量権をどんどん拡大していくということには、私はやはり一定の危惧を感じていますので、特に協定書の5条の2項ですか、それぞれ警察署長と校長が判断するものとするというのは全くの自由裁量に近いので、この条文だけだと、やはり不安を持たれる方々がいらっしゃるでしょうから、これは別途、実施要領でその判断の基準を具体的にある程度制限列挙的に記述しております。限定されておりますので、これ以外のときはよほど慎重に双方でまた協議して、実施要領の範囲を追加しようとか削除しようとかいうことになるのであろうというふうに思います。そういうことで歯どめをかけていきたいとします。

それから、個人情報の保護に関しては、松戸市にも個人情報の保護条例がございますが、まだ詳細に突き合わせはしておりませんが、恐らくそんなに抵触することはないだろうと思っておりますが、再度照らし合わせたいというふうに考えております。

個人情報の収集、保管、利用目的外利用の禁止等これらが一応この中の協定書等に入っておりますので、これで条例との整合性はクリアできるだろうと思っております。ただ、自己の情報の存在を知り得る権利、あるいはコントロールする権利というのは、これは特にここに入っておりません。その問題をどう扱うか。一般のプライバシー保護条例や法律と同一の範囲、法律を超えることはできませんけれども、同様には扱えないだろうというふうに思っておりますが、その辺のところを実施要領でうたえるのかうたえないのか、もうちょっと研究をしてみてください。

最後に、私の最後ですから、やはり教育というのは、生徒指導というのはもともと教育であります。教育指導によって人格の完成を目指す教育の現場に、警察権等の公権力を入らせていいのかという議論、これは大昔から繰り返されてきた議論であります。そういう意見も実はあります。ですから、その辺のところは十分配慮しなければいけないし、また一方で、学校・警察連絡協議会 学警連というものがあって、実態的には警察と学校が連携して、犯罪を犯した少年とか犯しそうな少年、あるいは犯罪の被害に遭いそうな児童・生徒の救済に当たっておりますが、それでいいじゃないかという意見もあります。

ただ、なお一層、学警連のシステム、あるいは実際の活動をより確かなものにしていく、どうせやるならば、つまらない情報がどんどん行ったり来たりするのに肝心の情報が漏れてしまっても、校長や警察署長の判断の違いのばらつきが大きいために、すんでのところで救済できるものもできなかったとか、事件が起きてしまったとかいう事件もなきにしもあらず

ですから、やはりある程度統一的な見解を共有しておいた方がいいだろうという判断であろうかというふうに思います。

最後に一言で締めくくります。

やはり教育に対する公権力の介入というようなことはありますけれども、まだ未成年、小・中学生です。大学なら別であるということ。目的が犯罪防止と被害者の救済にあります。現実には、そういう理想論や建前論を言っているような現実ではないということを皆様はご承知でしょうけれども、特に瀧田先生、ご理解いただければなというふうに思います。

委員長 よろしいですか。現状の確認をしておきたいんですけども、今この協定書がない現状では、警察と連絡をとりたいという事例があった場合に、教育委員会にまず相談が来るんですか。校長の判断ですか。

指導課長 校長の判断でやっている場合もありますし、教育委員会に相談の場合もございます。逆に教育委員会の方に警察から連絡がある場合もございます。いろいろなケースがございます。

学校教育担当部長 この辺はまちまちです。

委員長 すると、今後こういう協定書ができると、やはり校長さんにかなり負担がかかりますね。それなりの判断、裁量権。

指導課長 ささまざまな過去の例とか予想されるものを事案として挙げてございます。

委員長 わかりました。

何かご発言ございませんか。

瀧田委員 1ついいですか、警察とか、少年センターがやっている補導員はパトロール等の活動をして、少年防犯の役割をしていますがかなりの人数がいらっしゃると思います。そういう方たちと学校との連携は、実際どの程度あるのでしょうか。

企画管理室長 その件でございますけれども、こども課の少年センターの所長、あるいはこども課長をこちらへ向かわせますので、ご説明させていただきます。

こども課長 少年センターの補導員の関係をやっていますこども課長でございます。現状のご説明をさせていただきます。

今現在、少年補導員につきましては、中学校は各学校から出ています。小学校につきましては3校に1校の割合です。それから民生児童委員が地区から出ております。青少年相談員、これもやはり地区から。保護司会の方から推薦されまして、これも各地区から、13地区で1名ずつ出ております。現在委嘱しておりますのは146名で活動しております。

それで、連携でございますが、年間6回、地区補導、また地区会議がございますので、それは各地区で学校の施設をお借りしまして、補導員さんが、または校長先生が出ていらっしゃるしまして、地区補導会議を実施しております。これは定期的に年間活動しています。

ですから、あとは警察の方ですけれども、特別にその地域の警察署生活安全課の職員の方に来ていただいて、地区会議ごとに伺って活動を行っています。

以上です。

瀧田委員 防犯的な活動というのは、実地の活動ですね、それは実際にはどうなんでしょうか。

こども課長 補導員さんの活動につきましては、今、各支所の安全・安心のパトロールに補導員も参加し、そういう特別な活動の中で、あとは警察やそれぞれ地域から要請を受けた中で少年補導員さんの活動とはまた別に、地域との連携の中でそういう特別活動にも参加しています。

瀧田委員 ありがとうございます。せっかく146名も市の中にいらっしゃるんですから、そういう方たちの活力も、少年の健全な育成の場、学校等の会談の場等で大いに活躍していただきたいと常日ごろから思っておりました。ありがとうございます。

委員長 中学校なんかで比較的多い犯罪事例の中で、薬物使用がかなり問題になると思うんですが、その辺の警察力の介入というのはどういうふうに解釈したらいいでしょうか。

指導課長 介入でございますか。

委員長 はい。

企画管理室長 確かに薬物関係については、低年齢化というような形で出ておりますけれども、私の取り扱った事例でいきますと、警察では当然その児童・生徒さんが薬物はどこから入手しておる。となりますと、警察としますと、入手経路をどうしても探らなくてはいけないというようなことで、なかなか少年については我々の方にも情報が来なかったという点があります。出もとを調べるために、なかなかそちらの方は出てこないというのが現状でございます。

委員長 犯罪防止の意味からいくと、一番難しい事例になるかもしれませんね。そういうところで何か事件が起きてからの対応ということにならざるを得ないケースがかなりあるんですよ。この辺の未然防止が十分できれば問題ないんでしょうけれども、非常にいろいろな問題を含んでいますので、また実施要領、成案ができましたら見させていただきたいと思えます。

その他

委員長 では、報告事項を含めて、この辺で終わりたいと思いますが、最後にその他について何かございますか。

では、企画管理室から日程ですか。

企画管理室長 3月の定例会でございますけれども、3月定例会市議会がございます関係上、変則となって恐縮なんですけれども、3月2日の水曜日、3時半からこちらの5階会議室でお願いできればと思うんですが、いかがでございますでしょうか。

委員長 議会の関係がございますので、それと3月は続いて3月の末にもう一度臨時の会議があるかと思えます。

まず、3月2日の水曜日、午後3時30分からこちらで会議を開きたいと思えます。いかがでしょう、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 では、そのように決めさせていただきます。

3月2日水曜日、午後3時30分から教育委員会5階会議室にて開催いたします。

閉 会

委員長 それでは、以上をもちまして、平成17年2月定例教育委員会会議を閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 5時00分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員